

猫の飼い方の手引き



本当に最後まで責任を持って飼い続けることができますか？

一度飼いだしたら、**15～20年**は世話をし続けなければいけません

- 猫を飼ってはいけないマンション等で飼おうとしていませんか？
- 旅行や外出をするときの猫の世話は誰がしますか？
- 食事、しつけ、掃除などを毎日欠かさずできますか？
- 猫を飼うにあたってかかるお金はエサ代だけと思っていませんか？
 - 食費（毎日）、各種ワクチン（毎年）、その他医療費・不妊手術代などが必要となります。

最後まで面倒見
てくれる人に飼
って欲しいよー



飼い主の責任と義務って？

- 責任を持って**終生飼育**しましょう
- 誰の猫なのかを**明示**しましょう

行方不明になった際の迷子札にもなりますし、また、野良猫と区別するためにも、**名札等**を着けておきましょう。

- 不妊・去勢手術**は飼い主の責任で（メス猫1匹から、1年ちょっとで**79匹**に増えます。）

猫は生後6～8ヶ月で発情し、1年間に数回発情します。交尾するとほとんどの場合妊娠し、一回につき3～6匹の子供を生まります。その多くが無責任に捨てられて野良猫になったり、処分されたりしています。不幸な子猫が1匹でも減るように、「育てる意思がない」、もしくは「育てられない」のなら避妊・去勢手術を受けさせましょう。

家の外は危険がいっぱい！！



- 猫は**室内**で飼いましょう

屋外で猫を放し飼いにしていると、他の野良猫などから病気を移されたり、ケンカや交通事故などで負傷したり、またあなたの知らないうちによその家でフン・尿をしたり、物を壊したりして周囲の人に迷惑をかけることもあります。大切な愛猫を守るためにも室内飼育を！

「動物の愛護及び管理に関する法律」
で決められている「飼い主の責任」を
しっかり守って、周りに迷惑をかけない
ようにしないとね！

●猫のしつけ、健康管理は飼い主の責任で

猫の鳴き声、不衛生な飼い方によるノミ・ダニの発生、抜け毛の不始末などは苦情の原因になりやすいため、周囲の迷惑にならないようきっちりと世話をしましょう。



こんなときはどうしたらいいの？

●飼い猫が行方不明になったとき

お住まいの区の保健福祉センター又はおおさかワンニャンセンター（動物管理センター）と最寄の警察署(会計課)、他府県と隣接している区の場合は近隣の動物管理事務所等へも届け出ましょう。

大阪市内で保護された場合は、おおさかワンニャンセンターで4日間保管されますので、3日に1度くらい電話で確認をしてください。

参考： おおさかワンニャンセンター（大阪市動物管理センター）Tel 6685-3700
大阪府動物愛護管理センター（大阪府下 政令指定都市・中核市を除く）Tel 072-958-8212
堺市保健所動物指導センターTel 072-228-0168、東大阪市動物指導センターTel 072-963-6211
豊中市保健所Tel 06-6152-7320、高槻市保健所Tel 072-661-9331、枚方市保健所Tel 072-807-7624
八尾市保健所Tel 072-994-6643、寝屋川市保健所Tel 072-829-7721、吹田市保健所Tel 06-6339-2226
兵庫県動物愛護センターTel 06-6432-4599、尼崎市動物愛護センターTel 06-6434-2233

●飼い猫が死亡したとき

大阪市民の飼い猫であれば管轄区の環境事業センターが収集（有料）を行っています。



猫にエサを与えるだけで、与えたエサの後片付けをしない、フンの後始末をしない、ということが原因の苦情が寄せられています！！

おなかを空かせた猫がいればエサを与えたくなるのも理解できます。その優しい気持ちは大切にしたいものです。

ただし、エサを与えるのであれば責任を持って世話をしましょう。

エサを与えるのであれば、周りの理解を得たうえで、不妊・去勢手術を行い、エサの片付けやふん尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう責任をもって適切に世話をしましょう。



主な罰則について（次のような場合、罰則が課せられることがあります）

●猫を殺傷した場合

動物の愛護及び管理に関する法律違反

（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

●猫を遺棄（捨てること）・虐待した場合

動物の愛護及び管理に関する法律違反

（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

大阪市健康局・生活衛生監視事務所・区保健福祉センター

健康局ホームページ「ペットについて」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007325.html>